令和８年度第１回

西脇市手話施策推進会議資料



令和８年７月２７日

資料内容

１　令和７年度手話施策の実績について
２　令和８年度手話施策の計画・進捗状況について
参考資料
⑴　西脇市手話言語条例
⑵　西脇市手話施策推進方針

施策1　手話の普及と理解の促進

目標:1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。
　　市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

令和7年度の総括

　手話講座の申し込みは引き続き増えてきている。西脇病院の新規採用者研修も定着し、シニアカレッジ、大野隣保館、西脇高校、双葉小学校では連続した定期的な講座を続けている。手話施策推進法でもうたわれている「手話を必要とする子どもへの支援」という面でも、手話への理解を広めるという面でも、目標に向かい、着実に進んでいることを感じている。

【実施内容】

◎手話啓発

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
○隣保館だより(市内4館:毎月発行) 「わんポイント手話」 ○広報にしわき(全戸配布・毎月発行) 手話言語講座掲載 ○デジタルサイネージ(市役所案内窓口横モニタ)で、手話動画や手話通訳付きの動画を放映 ○手話施策事業の掲載 (ホームページ) 地域・事業者向け手話講座等のお知らせ ○「西脇手話チャンネル(動画配信)」 西脇市聴覚障害者協会、手話サークルと連携し動画作成し、Youtub で配信中 ①「ようこそ手話の世界へ」 ②「にしわき防災バンダナができました!」 ③「令和 7 年度手話言語の国際デー&手話の日イベント」	【継続実施】 手話について知りたい・手話を学びたい・通訳を目指したいなどニーズに合わせて調べられるようにホームページを改定済み

◎情報発信

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
○手話言語の国際デー&手話の日イベントを実施 ・実施日:9/23 ・場所:みらいえ ・内容 手話カフェ・手話かるた・手話クイズ・手話歌・手話体験コーナー(110 名来場)	○手話言語の国際デー&手話の日イベント(障害者差別解消法啓発事業を兼ねる)実施予定 ・実施日:9/23 ・場所:みらいえ ・内容 ①啓発・体験コーナー

・協力：西脇市聴覚障害者協会 西脇手話サークルわかば 西脇手話サークルのぞみ 西脇市教育委員会人権教育課 〇ブルーライトアップ協力 （オリナス、みらいえ、西脇病院、社会福祉課窓口、ドウジアム、市内３商店と商店会が協力）	手話体験コーナー・手話カフェ・手話かるた 協力：西脇市聴覚障害協会 西脇手話サークルわかば 西脇手話サークルのぞみ 西脇市教育委員会人権教育課 ②ステージパフォーマンス オリジナル手話劇 「みんなが輝ける播州織ファッションショー」 手話歌「story」「Fight Song」 （西脇高校生活情報科福祉コース　手話選択の3年生13人） 【新規】 ・実施日：9/23 ・場所：みらいえ ③シンポジウム パネルディスカッション ・テーマ 「きこえてもきこえにくくてもきこえなくても」 ・パネラー 聾学校育ちの手話ユーザー きこえる学校を経験した手話ユーザー 途中できこえにくくなった日本語話者 人工内耳装用の日本語話者 ・コーディネーター 中島武史先生（兵教大）（兵庫教育大学と西脇市との包括的連携協力協定による） ◎それぞれのトリセツをもとに 生い立ちや生活の中で、きこえない・きこえにくいことをどう感じているか 自分の聴覚障害をどう受け止めているか あるとありがたい配慮 ◎ねらい パネラー→お互いにきこえない・きこえにくい仲間として理解し合う ◎まとめ→世の中に広まってほしい合理的配慮・考え方 【継続実施】 ブルーライトアップへの協力依頼強化

○啓発資料作成・配布 ・ワンポイント手話 BOOK、手話シール （図書館の手話によるお話会、地域向け講座等で活用・配布） ・情報保障を依頼された際に配慮事項などをまとめた啓発資料を配布	【継続実施】
	【新規】 ○手話言語条例制定 10 周年記念事業として手話パンフレットを作成予定 （広報の手話言語コーナーをまとめたもの） ○病院で使える手話のパンフレット作成予定
○図書館との協力 ・入口に手話関連図書特設展示コーナーを設置 （7/20～9/30） ・手話によるおはなし会 （ろう者による絵本の手話での読み聞かせ） 実施日：9/27 手話での読み聞かせ 30 分 手話体験 30 分 参加者：15名（大人6名・子ども9名） ・手話関連図書購入促進 図書館に依頼し、7 冊購入 （現在の蔵書数：164 冊） ・図書館 10 周年記念イベント （ろう者による絵本の手話での読み聞かせ） 実施日：11/16 手話での読み聞かせ 30 分 手話体験 30 分 参加者：18名 （大人9名・子ども9名）	【継続実施】 ・入口に手話関連図書特設展示コーナーを設置 （夏休み～9月末予定） ・手話によるおはなし会 （ろう者による絵本の手話での読み聞かせ） 実施予定日：9/6 手話での読み聞かせ 30 分 手話体験 30 分 【継続実施】

◎手話講座

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
○市職員対象 朝の手話ワンポイントレッスン 福祉部で朝礼時に実施 講師：設置手話通訳者	【継続実施】 他部門については検討中【継続実施】 市役所内出前講座 中途失聴の職員が勤務する部署へ、手話を使いやすい

内容:あいさつ程度・窓口対応で使える手話 〇新規採用の職員対象手話研修 西脇病院 実施日:4/3　参加者:28 名 講師:設置手話通訳者 内容:聴覚障害と手話の基礎知識、聴覚障害者への接遇、必要な配慮、簡単な手話(病院で使える手話) 市役所 実施日:7/10　参加者:11名 講師:設置手話通訳者 内容:障害者差別解消法・聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話(自己紹介、数字など) 〇西脇病院職員対象手話講座(人権教育研修) 「通い合うコミュニケーションで受診を支えるために～きこえても　きこえにくくても　きこえなくても～」 実施日と参加者: 10/29(89 名)10/30(101 名)11/5(71名) 資料配布 122 名　　計 383 名 講師:設置手話通訳者 内容:きこえと手話の基礎知識、きこえない人・きこえにくい人それぞれへの接遇と必要な配慮、病院で使える手話 〇警察署職員手話講座 実施日:11/19　参加者:20 名 講師:設置手話通訳者 内容:聴覚障害、手話についての基本的な知識、聴覚障害者への適切な対応 〇消防署職員対象手話講座 実施日:1/15・16　参加者:50 名 講師:設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容:聴覚障害についての基本的な知識、救急時対応に使える簡単な手話、緊急時の連絡、災害時の情報発信、支援方法を確認 〇区長会等を通じ、地域での手話講座開催の案内	職場環境整備のため出前講座を働きかける予定。 〇新規採用の職員対象手話研修 西脇病院 実施日:4/2　参加者:40名 講師:設置手話通訳者 内容:聴覚障害と手話の基礎知識、きこえない・きこえにくい人への接遇、必要な配慮、簡単な手話(病院で使える手話) 市役所 実施日:4/22　参加者:13名 講師:設置手話通訳者 内容:障害者差別解消法・聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話(自己紹介、数字など) 【実施予定】 【継続実施】

配付

〇地域・自治会対象手話講座

・民生委員児童委員(障害者福祉部会)対象手話研修

実施日:8/8　参加者:25 名

講師:設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会

内容:きこえない人の体験談・きこえない人とのコミュニケーション方法・交流を通した手話研修

・比延小学校手話研修

実施日:9/9　参加者:17 名

講師:設置手話通訳者

内容:いきいきふれ愛まつりに参加するための手話歌の指導(きこえないことへの理解・手話歌への心構え)

・上比延町長寿会手話研修

実施日:2/20　参加者:20 名

講師:設置手話通訳者

内容:きこえない人・きこえにくい人とのコミュニケーション方法・簡単な手話

・OriOri

実施日:2/26　参加者:10 名

講師:設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会

内容:きこえない人のくらしクイズ・手話クイズ

交流しながら簡単な手話学習・手話歌

【実施主体社協】

地区別人権学習

津万地区　実施日:9/27　参加者:24名

重春地区　実施日:10/7　参加者:21 名

芳田地区　実施日:11/26　参加者:20名

・津万地区手話教室

実施日:3/1　参加者:30 名

講師:西脇市聴覚障害者協会・手話サークルのぞみ

内容:きこえない人のくらしクイズ・手話クイズ

〇地域・自治会対象手話講座

・個人グループ手話講座

実施日4/8　参加者:8名

講師:設置手話通訳者

内容:きこえない人・きこえにくい人とのコミュニケーション方法・簡単な手話

・市会議員手話研修

実施日:7/14　参加者:20 名

講師:社会福祉課主査・設置手話通訳者

内容:障害者差別解消法と合理的配慮について、聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話(自己紹介、数字など)



・大野隣保館教養講座として手話講座開講

受講生:13名

講師:設置手話通訳者

実施日・内容:別紙カリキュラム参照

・OriOri

実施予定:2月

講師:設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会

内容:きこえない人とのコミュニケーション・手話クイズ交流しながら簡単な手話学習・手話歌

【実施主体社協】

地区別人権学習

比延地区　実施予定日:9/7　参加予定:20 名

講師:西脇市聴覚障害者協会・手話サークルのぞみ

内容:きこえない人のくらし手話クイズ

交流しながら簡単な手話学習

交流しながら簡単な手話学習 〇企業・事業所対象手話講座 商工会議所を通じ、企業向け手話講座の案内を配布済み 【実施なし】	〇企業・事業所等対象手話講座 <u>介護事業所手話研修</u> 実施日：4/14　参加者：14名 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協 内容：聴覚障害と手話の基礎知識、必要な配慮、簡単な手話（介護現場で使える手話） <u>みなと銀行手話研修</u> 実施日：5/21 参加者：20 名 講師：設置手話通訳者 内容：きこえない人 ・きこえにくい人とのコミュニケーション方法・窓口で使える簡単な手話  <u>はみんぐふる社会保険労務士法人みやこ事務所手話研修</u>　実施予定日：7/31　参加予定者：15名 講師：設置手話通訳者 内容：聴覚障害と手話の基礎知識、きこえない人・きこえにくい人とのコミュニケーション方法・窓口で使える簡単な手話
〇高齢者対象手話講座 <u>シニアカレッジで手話講座開催（全5回）</u> 受講生：21 名 ①実施日：7/8（補講8/5） 講師：設置手話通訳者 内容：講座の説明、聴覚障害と手話の基礎知識、手話歌 ②実施日：9/9 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：きこえない人との交流を通しての手話学習、きこえない人への理解（体験談から） ③実施日：10/7 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：きこえない人との交流を通しての手話学習、きこえない人への理解（体験談から） ④実施日：11/12 講師：設置手話通訳者	〇高齢者対象手話講座 <u>シニアカレッジ選択講座として手話講座開講</u> 受講生：19名 講師：設置手話通訳者 実施日・内容：別紙カリキュラム参照

内容：講座のまとめ、学園祭での発表に向けて ※11 月 21 日学園祭にて手話についての説明、きこえない人との交流を通じて感じたこと、手話歌「しあわせはこべるように」を受講生が発表し、学園祭参加者に学びを共有した。 <u>シニアカレッジ教養講座で手話講座</u> 実施日： 11/28 参加者：100 名 講師：設置手話通訳者 内容：聴覚障害についての基本的な知識 あいさつ程度の簡単な手話	
○学校（小中高）対象手話講座 学校教育課を通じ、福祉学習・手話講座の案内を配布済み。申し込みにより実施。	【継続実施】
【実施主体・社協】 福祉学習として実施 西脇小学校 実施日：6/17 参加者：75 名 桜丘小学校 実施日：6/20 参加者：22 名 比延小学校 実施日：6/26 参加者：17 名 日野小学校 実施日：6/30 参加者：33 名 芳田小学校 実施日：7/8 参加者：16 名 双葉小学校 実施日：7/11 参加者：11 名 重春小学校 実施日：9/16 参加者：109名 双葉小学校親子人権学習 実施日：9/27 参加者：60 名 西脇高校生活情報科 実施日：7/1 参加者：40 名 講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルわかば 楠丘小学校親子人権学習 実施日：9/12 参加者：150 名 講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルのぞみ	【実施主体・社協】 福祉学習として実施 西脇小学校 実施日：6/23 参加者：75 名 芳田小学校 実施日：6/29 参加者：11名 西脇高校生活情報科 実施日：5/29 参加者：13 名 （実施予定） 桜丘小学校・比延小学校・日野小学校 双葉小学校・重春小学校 講師：西脇市聴覚障害者協会・手話サークルわかば
【実施主体・西脇市】 手話講座として実施 西脇東中学校 実施日：12/9 参加者：85 名 講師：設置手話通訳者 内容：きこえないってどんなこと（ミニ手話講座）人権	【継続実施】

作文手話通訳(生徒に手話を見せる目的) 〇聴覚障害児と保護者対象手話講座 ・9/23 手話言語の国際デー＆手話の日イベント内でジュニアじんけん教室として人権教育課と共催。小・中学生を対象に実施 内容:手話かるた 手話でおしゃべり 手話体験コーナー ・出前手話教室 for school きこえない児童が2名在籍する地域の小学校に11月から出前手話教室を実施。 〇難聴者・中途失聴者対象手話講座 「ふくみみサロン」 西脇市聴覚障害者協会と手話サークルが主催する「ふくみみサロン」(年3回)を社協だよりにて広く案内し難聴者・中途失聴者の居場所づくりを進めるとともに手話にふれる機会を案内 【参加なし】	 【継続実施】 双葉小学校手話教室 講師:設置手話通訳者 (実施日程・カリキュラム別紙参照) 西脇高校生活情報科手話出前授業 講師:設置手話通訳者 (実施日程・カリキュラム別紙参照) 【継続実施】

◎その他

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
〇自主活動の立ち上げ にしわき手話サークル「サクラソウ」 議員・職員有志により開催 協力:西脇市聴覚障害者協会 会員数:21 名 活動日時: 毎月第1水曜日 午後5時 30 分～6時 30 分 活動場所:健康福祉連携施設会議室 実施回数:11回 内容:ろう者と交流しながら簡単な手話を学習 手話言語の国際デー＆手話の日イベントで手 話劇を披露	【継続実施】

〇手話検定 【実施なし】 〇交流の場づくり ・地域住民と聴覚障害者・児のふれあい 手話言語の国際デー＆手話の日イベントで手話カフェを開催 ・聴覚障害者と聴覚障害児のふれあい 西脇市聴覚障害者協会の協力を得ながら、聴覚障害児が参加できる行事等を「みんなあつまれ！」の場などで紹介 〇デフリンピック啓発・応援の機運醸成活動への協力 ・市役所デジタルサイネージにてデフリンピック開催前から終了までポスター掲示 ・キャラバンカー巡回に合わせ、北播磨意思疎通支援協会と共催でイベント実施 日時：9/21 場所：加東市役所前広場	【新規】 〇ろう者向け日本語教室を開設 西脇市手話サークル・にしわき手話サークルサクラソウで呼びかけ 【継続実施】

施策2　手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

目標:行政情報の提供や市民が参加できる会議等において、いつでも手話言語で意思疎通ができるように努める。

令和7年度の総括

合理的配慮の提供への理解とともに、手話言語への認知も進み、手話通訳の配置も広がっている。

【実施内容】

◎手話通訳者の配置(福祉事務所内)

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
設置通訳者を配置(非常勤　水・木・金勤務) (勤務日以外は登録手話通訳者である職員が業務を担当)	【継続実施】
正規職員としての設置通訳者の募集	【継続実施】

◎手話通訳者派遣

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
利用実績 利用団体:　19 団体、派遣件数　41件 ※個人からの依頼を除く	【継続実施】 利用実績(7月末現在) 利用団体:　10団体、派遣件数　24件 ※個人からの依頼を除く

◎ICT(情報通信技術)の導入

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
「みえる通訳」(窓口対応用の遠隔通訳システム)による遠隔手話通訳の活用	【継続実施】
LINE による連絡体制 (社会福祉課と聴覚障害者協会とのグループ LINE 開設)	【継続実施】
オンラインでの手話通訳・要約筆記派遣申 (利用実績:手話3名　13件・要約1名　9件)	【継続実施】

◎暮らしの中で必要な事の情報提供(広報関係)

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
市主催の行事等における情報配慮について周知	【継続実施】

施策3　手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

目標:手話通訳者の確保と資質向上を目指し、きこえない人が安心して暮らせる体制を整備する。

令和7年度の総括

　オンライン研修・北播磨意思疎通支援協会主催の研修ともに開催しており、通訳のスキルアップをめざし、登録通訳者に受講をすすめている。

【実施内容】

◎手話奉仕員養成講座の開催

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
入門課程【実施主体・社協 】 （5/28～10/15)全 20 回 受講生:11 名　修了者:10 名	【継続実施】 入門課程【実施主体・社協 】 （9/10～令和9年3/4)全 23回 実施予定
基礎課程【実施主体・西脇市 】 （5/1～9/18)全 20 回 受講生:7名　修了者:7名	【継続実施】 基礎課程【実施主体・西脇市】 （9/2～令和9年1/27)全 20 回　実施予定
【実施なし】	【新規】 手話奉仕員養成講座講師養成講座 【実施主体・兵庫県聴覚障害者協会】 西脇市聴覚障害者協会5名、 県登録手話通訳者4名基礎課程を受講中

◎手話通訳者養成講座の開催

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
通訳Ⅰ　実施 【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 （5/10～3/14)全 36 回 受講者:16 名(西脇市2名) 通訳Ⅲ+ブラッシュアップ講座 【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 （7/10～10/16)全 11 回 受講者数:17 名(西脇市3名)	通訳Ⅱ・Ⅲ　実施 【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 （4/18～令和9年2/27)全 38回 受講者:13名(西脇市0名) ステップアップ講座　実施 【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 （6/4～8/6)全10回 受講者数:11名(西脇市3名)
【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 手話通訳者統一試験対策講座 （11/2・11/30)全2回 受講者数:10名(西脇市4名)	【継続実施】 【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 手話通訳者統一試験対策講座 日程未定

◎登録手話通訳者現任研修の開催

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
【実施主体・西脇市】 西脇市登録手話通訳者情報交換会 参加者：6名 ・情報交換 ・「西脇市民憲章」の手話の統一 手話通訳者・士現任研修（全国手話研修センターが実施するオンライン研修　7月～2月）を受講 受講者数：通訳者4名・通訳士3名	【実施主体・西脇市】 西脇市登録手話通訳者研修会 参加者：7名 ・顔合わせ ・手話通訳派遣のマニュアル確認
【実施主体・北播磨意思疎通支援協会】 北播磨合同現任研修会 6/19（西脇市3名参加） 10/23（西脇市5名参加） 【実施主体・聴覚障害者情報センター】 県登録手話通訳者現任研修会を西脇市で開催 実施日：11/29　13：30～15：30 受講者：10 名（西脇市2名参加）	【継続実施】 北播磨合同現任研修会 7/16・11/26（全2回）受講予定者数：8名 7/16（木） 「通訳者としての心構え①」 仲井正氏 参加者4名

◎緊急時の連絡、派遣体制の構築

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
北はりま消防組合と連携し、新システムの Net119 運用	【継続実施】
電話リレーサービスの活用 「ふくみみサロン」にて電話リレーサービスの説明会を開催	【継続実施】

◎災害時における情報発信、支援方法

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
2024 年に選定された西脇チェックを使用した「にしわき防災バンダナ」を作成。西脇市聴覚障害者協会に配布し市内避難所に設置。	【継続実施】

施策4 手話施策推進会議による実施状況の点検

目標:意見を聴き手話言語に関する施策を推進する。

令和7年度の総括

市の施策等についての貴重なご意見やご教示をいただき、実施内容等を見直すことができ、大変有益であると考えている。今後も定期的に開催したい。

【実施内容】

◎定期的な手話施策推進会議の開催

令和7年度実績	令和8年度計画・進捗状況
第1回 日時:8/25 午後1時 30 分～ 場所:市役所議会委員会室 令和6年度手話施策の実施実績について 令和7年度手話施策の計画と実施状況について 手話に関する施策の推進に関する法律 (手話施策推進法)の施行について	【継続実施】 第1回 日時:7/27 午後2時～ 場所:市役所議会委員会室 令和7年度手話施策の実績について 令和8年度手話施策の計画と進捗状況について
第2回 日時:2/13 午前10時～11時15分 場所:市役所 3階大会議室 令和7年度手話施策の実施状況について 令和8年度手話施策の計画について	第2回 2月開催予定 令和 8 年度手話施策の実施状況について 令和 9 年度手話施策の計画について

西脇市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。また、手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な言語として、ろう者の中で大切に受け継がれてきました。

しかし、過去のろう教育においては、唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、その口の形を真似て声を出す口話法が取り入れられたため、ろう学校での手話の使用が禁止されてきました。このように、手話は言語として認められず、ろう者は必要な知識や十分な情報を得ることもできなかったことから、多くの不便や不安を感じながら、地域や職場で孤立しがちな生活をしてきました。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として定められましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。

ろう者が、地域や職場で孤立することなく安心して生活するためには、手話を使いやすい環境を整える必要があります。

ここに、手話を言語として認め、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、ろう者が社会に参加し、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を定め、これを推進しなければならない。

（市民の役割）

第４条　市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話を使い

やすい環境を整備するための施策に協力するよう努めるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

西脇市手話施策推進方針

西脇市手話言語条例（平成28年西脇市条例第30号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境に整えるため、次の施策を推進します。

1　手話の普及と理解の促進

一人でも多くの人が手話に対する関心や親しみを持ち、また、ろう者と交流することで、手話に対する理解が深まります。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、誰もが手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

⑴　市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、手話に関する理解が深まるよう啓発を行います。

⑵　地域、事業所、教育機関等を対象に、聴覚障害への理解と手話を学べる環境づくりを進めます。

⑶　難聴者や中途失聴者を対象に手話を学べる環境を整えます。

2　手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等や市民が参加する会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、いつでも手話による意思疎通ができるよう、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

⑴　市主催のイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。

⑵　手話通訳者の設置により、庁舎内の窓口での手話通訳による対応（ＩＣＴを含む。）の充実を図ります。

⑶　ろう者があらゆる場面で情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3　手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めま

す。

⑴　手話の基本的な知識を有する手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者養成講座及び登録手話通訳者の技術向上を図るための手話通訳者現任研修を継続的に実施します。

⑵　災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、消防本部等の関係機関と協議し、支援体制を構築します。

⑶　手話通訳者派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

4　西脇市手話施策推進会議による実施状況の点検

手話施策の実施状況については、西脇市手話施策推進会議に報告し、意見を聴くものとします。